

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9(11)	<p>燃料費等調整額について記載いただいておりますが、当社では落札した場合、電気料金請求時の燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の算出方法は当該地域を所管するみなし小売電気事業者と同様ですが、市場価格調整額については調整を行っておりません。よって燃料費等調整額には含みませんがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気価格激変緩和対策事業による値引き、については、当該地域を所管するみなし小売電気事業者と同様に適用いたします。</p> <p>(入札金額に燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気価格激変緩和対策事業による値引き、を含まない旨、承知しております。)</p>	<p>契約書第10条第3項に記載のとおり、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて変動させることができることとしているため、燃料費等調整を行う場合は、他の燃料費調整額等と同様に、市場価格調整額も燃料費等調整額に含めて請求時の電気料金を算定してください。</p>
2	入札説明書9(4)	<p>入札回数に相応する3通の入札書及び入札付属書を送付予定ですが、2回目・3回目の入札を辞退する場合は、入札金額を記載する欄に「辞退」と記載して提出してよろしいでしょうか。</p>	<p>2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。</p>
3	契約書(案)	<p>契約書(案)をご提示いただいておりますが、あくまで現段階での案であるかと存じますので、落札した場合には、内容に関して追記・修正等、協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>原則、条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
4		<p>現在の電力供給者を教えてください。</p>	<p>中国電力株式会社及び鈴与電力株式会社です。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。